

いじめ防止基本方針

平成26年10月1日

東日本国際大学附属

昌平中学・高等学校

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。

この法律はいじめの防止等のための対策に関し、国および地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

さらに、法第11条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

また、福島県においては、震災により多くの子どもたちがそれまでとは違った生活環境で過ごしていることから、心の教育やいじめ防止のための取り組みはその重要性が増している。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を守ることを目的として、建学の精神のもと、その家族をはじめ地域と連携しながらいじめ問題の克服に向けて取り組み、その防止（いじめの防止、早期発見、対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止対策基本理念

建学の精神にも「自らを重んずると共に他を尊むべし」や「同情を有すべし、己の欲せざるところは、人に施すこと勿かれ」とあるように、互いの存在を認め合い、自分の命はもちろん、他人の命も大切にする心を育む。そのために、教育活動全般において、いじめの防止に取り組み、心通う絆づくりにつながるような教育を行う。

2 いじめの定義

【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるかどうかは、つぎの４点を踏まえて判断する。

- (１) いじめられた生徒の立場に立つ。
- (２) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努める。
- (３) 特定の教職員で判断することなく、法第２２条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することが大切である。
- (４) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

３ いじめの防止等の対策のための組織

【第２２条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実行的に行うため、その中核となる常設の組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、その組織には、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、教員、医師、警察官経験者など外部専門家も参加しながら対応する。

この組織の役割は以下に示す。

- (１) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (２) いじめに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (３) いじめ防止のための年間計画の作成、事項、検証、修正（PDCA サイクル）の中核となる。
- (４) いじめの疑いにかかわる情報があった際に、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導・支援体制の方針決定と保護者との連携を実施する中核となる。

４ 校内の指導体制

次に示す指導体制を整え、常にいじめの予防や早期発見に努める。

学級担任	○ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ○ 「いじめ」に気づいたときは、焦らない、慌てない。 ○ 一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ○ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ○ いろいろな立場の生徒たちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ○ 子ども同士がふれあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	○ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ○ 学年での調査等を企画し、定期的に生徒の状況把握に努める。 ○ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ○ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
生徒指導・教育相談	○ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持つ。 ○ 学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ○ 家族に共感し受け止め、解決への努力を示す。 ○ 相談して良かったと思う雰囲気をつくり、いじめ撲滅の連帯意識をもつ。 ○ いじめを学級・学年・部活動だけの問題にしない。 ○ 学年会、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ○ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談を行う。 ○ 警察機関等との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整備する。
養護教諭	○ 把握したいじめの情報は、秘密を厳守したうえで正確に担任、校長・副校長・教頭に伝える。 ○ 保健室に駆け込んでくるいじめられた生徒たちには、生徒の心の流れに添った柔軟な考えや構えをもって接する。 ○ いじめや仲間はずれが口実に過ぎないときもある。問題の本質を正確にとらえる。 ○ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。
教頭	○ 「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ○ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ○ 生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身につけるために研修を実施する。 ○ 全教育活動の中で生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	○ 「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員が共通理解のもとに、学校全体としていじめの解消を図る。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめに対する認識

- ① どの子どもにも、どの学校でも、どのクラスでも起こりうるという認識をもつ。
- ② 多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返し多くの者から集中的に行われることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることもある。
- ④ 所属集団（学級、部活動など）の構造上の問題（無秩序、閉鎖性）から生じることもある。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合には、教育的な配慮や被害者の意向を考慮したうえで、直ちに警察に相談・通報し連携した対応をとることが必要である。

(2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① 教育活動全体を通し、「いじめは決して許されない」ことを理解させ、本校の建学の精神である「自らを重んずると共に他を尊むべし」の実践を目指させる。それとともに、いじめの背景にあるストレスなどの要因にも着目し、生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ② 保護者との連携を強め、家庭においてもいじめを許さない心を育て、日頃から生徒が悩みを家庭で相談できる雰囲気づくりができるよう、必要に応じて生徒の学校生活や家庭での生活状況の情報を共有する。

6 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

(2) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

(3) つぎに示すいじめ早期発見シートを活用し、いじめの早期発見に努める。

《 いじめ早期発見シート 》

- 遅刻、欠席が増える。
- 時間ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、声が小さい。
- 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる。
- 物が壊れたり、事件が起こるとその生徒のせいにされる。
- 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされる。
- 授業の始めに、机上に教科書などが散乱している。
- 正しい意見なのに「へー」などとヤジがとんだり、その意見が支持されなかったりする。
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋のまわりをウロウロする。
- その生徒を誉めると、クラスの生徒がシラケる。
- 「誰かやってくれないか」と言うと、特定の生徒の名前がふざけ半分でいつも出てくる。
- 作文などで気になる表現や描写が表れる。
- 教材費などの集金の際、提出が遅れる。

7 いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や私学法人課への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

また、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）との適切な連携が必要となる。日頃から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の構築に努める。

《 いじめの早期対応 》

(1) いじめられている生徒

教師は教えることを職業としている。しかし、いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- ① 受容 つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ② 安心 具体的支援内容を示し、教師は絶対的な味方であることを伝える。
- ③ 自信 良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復 人間関係の確立を目指す。
- ⑤ 成長 自己理解を深め、改善点を克服する。

(2) いじめている生徒

その場の指導で終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ① 確認 事実関係、背景、理由などを確認する。はっきり確認がとれるまで頭ごなしに決めない。
- ② 傾聴 不満・不安などの訴えを十分に聴く。
- ③ 内省 いじめられる生徒のつらさに気づかせる。
 - ・ いじめは絶対にいけないことの指導
 - ・ いじめている生徒もつらい立場かもしれない
- ④ 処遇 課題解決のための援助を行う。
- ⑤ 回復 役割体験などを通じて所属感を高める。

(3) いじめられている生徒の保護者

教師と保護者のいじめに対する基本的認識のずれが問題を複雑にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている生徒を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。(不用意な発言をしない)
不用意な発言とは
 - ・『いじめは重大な人権侵害である』という認識に欠ける発言
 - ・『被害者保護優先』を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言 など

- ④ 家庭との連絡を密にとる。

※被害者の保護者に具体的な取り組みをきちんと伝える。

(4) いじめる生徒の保護者

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。

- ② 保護者の心情を理解する。(怒り、情けなさ、自責の念、不安)
- ③ 具体的な助言を与え、生徒の立ち直りを目指して協力してもらう。

(5) 学級

教師は「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- ② いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

[学級での話し合いの進め方]

- ・事実と問題の明確化 = いじめは許されない行為である
- ・冷静な解決の模索 = 生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ・行動指針の発見 = 内省による具体的行動、人権意識の育成、信頼感の確立
- ・連帯感の育成、人間関係づくり = 自己の存在感

8 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査する。)
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

学校法人を通じて知事へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ② 学校で調査を行う場合、設置者は学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ③ 事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、設置者による調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「福島県いじめ等学校問題対策チーム」、学校法人が設置した調査組織等において調査を行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合には、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- いつ (いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか

○ 学校・教職員がどのように対応したか
などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査し、因果関係の特定を急ぐべきではない。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた生徒から十分に聴き取る。
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（生徒の入院や死亡など）

- 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、当該生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

<生徒の自殺が起こった場合の調査>

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、

できる限り、遺族と合意しておく。

- ⑤ 調査を行う組織については、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（６）調査結果の提供及び報告

- ① 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

○ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果については、学校法人を通じて知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

(7) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても、設置者または学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

9 年間計画

「いじめ防止対策委員会」は、次の内容について年度ごとに計画を立て、実施の中核となる。

(1) いじめ防止対策委員会 = 年3回程度（4月、7月、2月）

※その他、必要に応じて開会する。

(2) 生活実態調査（いじめアンケート） = 年2回（6月、1月）

(3) 三者面談、二者面談 = 年1、2回（長期休業中など）

(4) 教育相談 = 随時

そのほか、必要に応じて「教員研修」や「生徒対象の講演会」などを企画し、実施する。

10 評価と改善

「いじめ防止対策委員会」は、つぎのチェックポイントを踏まえ、年1回以上

いじめ防止対策について点検し改善策を講じる。

《 いじめ問題への取り組みチェックポイント 》

(1) 指導体制

- ① いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立実践に当たっているか。
- ② いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の注意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ③ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(2) 教育指導

- ① お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- ② 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- ③ 道徳やホームルームの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- ④ 学級活動や生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- ⑤ 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。
- ⑥ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- ⑦ いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- ⑧ いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- ⑨ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(3) 早期発見・早期対応

- ① 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- ② 生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。

- ③ いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などの学校内専門家との連携に努めているか。
 - ④ 生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
 - ⑤ いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係などからの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく、的確に対応しているか。
 - ⑥ いじめの問題解決のため、関係機関（児童相談所、警察など）と連携協力を行っているか。
 - ⑦ 教育相談室は適切に機能しているか。
 - ⑧ 学校における教育相談について、保護者にも十分に理解され、保護者の悩みにもこたえることができる体制になっているか。
- （４）家庭・地域社会との連携
- ① 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
 - ② いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。

いじめ防止対策委員

次の者は理事長または校長の任命により、いじめ防止対策委員を務める。

(学校法人) ※重大事態の防止、または対処の中核となり取り組む。

理事長、法人事務局長、中高事務長

(学 校) ※日頃からいじめ防止に努め、企画、実行、改善の中核となる。

校長、顧問、副校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭

(関係機関) ※重大事態の防止、または対処の中核となり取り組む。

スクールカウンセラー、~~警察生活安全課、児童相談所職員~~